

「平成23年度税制改正案」カンタン解説

平成23年度税制改正大綱が、昨年12月16日閣議決定され、発表されました。

ただし、このままこの法案が国会を通るかどうかは、全く不明です。与党は参議院での過半数も、衆議院での再議決に必要な2/3の議席も有していないからです。そのような状況にあることも踏まえつつ、今年も主な改正案について、できるだけわかりやすくカンタンに、しかも後々参照できるようなるべく見やすいように、まとめてみました。ご活用いただければ幸いです。

なお、不明な点、ご質問等は、私あるいは当法人税務スタッフに遠慮なくご質問ください。電話でもメールでもFAXでも結構です。

では、本年もよろしくお願いいたします。

東京メトロポリタン税理士法人
統括代表社員 北岡 修一

●ご質問、お問い合わせは下記まで...

住所:東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー4F
TEL:03-3345-8991 FAX:03-3345-8992
東京メトロポリタン税理士法人 kitaoka@tmcg.co.jp

1. 給与所得控除の見直し（平成24年分以後の所得税）

（1）給与所得控除の上限設定

給与の収入金額が1,500万円を超える場合は、245万円を上限とする。

（2）役員給与の給与所得控除

役員給与については、2,000万円を超えると、次のように給与所得控除を減額する。

役員給与の年額	給与所得控除額
2,000万円超 2,500万円以下	245万円－（給与収入－2,000万円）×12%
2,500万円超 3,500万円以下	185万円
3,500万円超 4,000万円以下	185万円－（給与収入－3,500万円）×12%
4,000万円超	125万円

2. 退職所得課税の見直し（平成24年分以後の所得税）

（1）役員退職手当等の課税の見直し

勤続年数5年以下の役員に対する退職手当等の課税方法について、退職所得控除額控除した残額の1/2とする措置を廃止する。

※いわゆる「渡り」による複数回の役員退職金受給や、役員給与を抑えて役員退職金を多くするような悪用を避けるための措置です。

（2）退職所得に係る住民税の税額控除の見直し

退職所得に係る、個人住民税の10%税額控除を廃止する。

3. 成年扶養控除の見直し（平成24年分以後の所得税）

（1）成年扶養控除の対象の見直し

成年扶養親族（年齢23歳以上70歳未満）で、扶養控除の対象になる者は、次の場合に限定される。（現行は所得要件を満たせば、制限はない）

① 特定扶養親族

- ・ 年齢65歳以上70歳未満の者
- ・ 障害者、要介護または要支援認定を受けている者
- ・ 生計を一にする親族で、上記の者と同居しているもの、それに準ずる者
- ・ 心身の状態により、就労が困難と認められる一定の者

② 合計所得金額が400万円以下（給与収入568万円以下）である者の成年扶養親族

（2）負担調整措置

上記②の場合で、合計所得金額が400万円を超える場合でも、次の扶養控除を控除することができる。

$$\bullet \text{成年扶養親族の扶養控除額} = 38 \text{万円} - (\text{合計所得金額} - 400 \text{万円}) \times 38\%$$

上記計算式からわかるように、合計所得金額が500万円になると、成年扶養親族の扶養控除はゼロとなる。給与収入に直すと689万円でゼロになる。

（3）その他

成年扶養親族の見直しに伴い、給与所得の「扶養控除等申告書」や「源泉徴収票」の記載事項や様式の見直しが行なわれる。

4. 相続税の見直し（平成23年4月1日以後の相続）

（1）相続税の基礎控除の減額

現 行	改 正 案
5,000万円（定額控除） +1,000万円×法定相続人の数	3,000万円（定額控除） +600万円×法定相続人の数

例：法定相続人が、配偶者と子供2人の場合

現行 → 5,000万円+1,000万円×3人 = 8,000万円

改正案 → 3,000万円+600万円×3人 = 4,800万円

※40%も基礎控除が減ってしまうので、相続税の課税対象になる方がかなり増えると予想されます。

（2）死亡保険金の非課税減額

死亡保険金は、一定の額が非課税になっているが、その非課税金額の計算が変わる。

現 行	改 正 案
500万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数 ただし、法定相続人は、生前に被相続人と生計を一にしていた者およびそれ以外の未成年者、障害者に限る。

※生計を一にしていない法定相続人分までは、非課税にしないということです。

（3）相続税の税率構造

最高税率を50%から55%に引き上げ、税率構造は6段階から8段階にする。

現 行		改 正 案	
	税率		税率
1,000万円以下の金額	10%	1,000万円以下の金額（変わらず）	10%
3,000万円以下の金額	15%	3,000万円以下の金額（変わらず）	15%
5,000万円以下の金額	20%	5,000万円以下の金額（変わらず）	20%
1億円以下の金額	30%	1億円以下の金額（変わらず）	30%
3億円以下の金額	40%	2億円以下の金額	40%
—		3億円以下の金額	45%
3億円超の金額	50%	6億円以下の金額	50%
—		6億円超の金額	55%

(4) 未成年者控除、障害者控除の増額

それぞれ次のとおり引き上げる。

① 未成年者控除

現 行	改 正 案
20歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき10万円

② 障害者控除

現 行	改 正 案
85歳までの1年につき6万円 (特別障害者については12万円)	85歳までの1年につき10万円 (特別障害者については20万円)

5. 贈与税の見直し (平成23年1月1日以後の贈与)

(1) 相続時精算課税の適用要件の見直し

相続時精算課税とは、生前贈与について、相続時に精算することを前提に贈与時には一定金額まで、贈与税を課さない制度です。現行、65歳以上の親から子への贈与について、2,500万円まで贈与税を課さないことになっています。(一般の場合)

- ① 「相続時精算課税の対象に、20歳以上である孫を追加する。
- ② 「贈与者の年齢要件を、65歳以上から、60歳以上に引き下げる。

(2) 贈与税の税率構造

① 通常の贈与税率

最高税率を50%から55%に引き上げ、税率構造は6段階から8段階にする。

現 行		改 正 案	
	税率		税率
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額 (変わらず)	10%
300万円以下の金額	15%	300万円以下の金額 (変わらず)	15%
400万円以下の金額	20%	400万円以下の金額 (変わらず)	20%
600万円以下の金額	30%	600万円以下の金額 (変わらず)	30%
1,000万円以下の金額	40%	1,000万円以下の金額 (変わらず)	40%
—		1,500万円以下の金額	45%
1,000万円超の金額	50%	3,000万円以下の金額	50%
—		3,000万円超の金額	55%

②20歳以上の者が、親や祖父母から贈与を受けた場合の贈与税率

親や祖父母から贈与を受けた場合は、低い税率で贈与税が計算できるようになる。

現 行		改 正 案	
	税率		税率
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額（変わらず）	10%
300万円以下の金額	15%	400万円以下の金額	15%
400万円以下の金額	20%	600万円以下の金額	20%
600万円以下の金額	30%	1,000万円以下の金額	30%
1,000万円以下の金額	40%	1,500万円以下の金額	40%
—		3,000万円以下の金額	45%
1,000万円超の金額	50%	4,500万円以下の金額	50%
—		4,500万円超の金額	55%

6. 法人税率の引き下げ（平成23年4月1日以後開始事業年度より）

法人税率を次のとおり引き下げる。

法人区分	現 行		改 正 案	
	基本税率	年800万円以下	基本税率	年800万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
中小法人	30%	本則 22% 特例 18%	25.5%	本則 19% 特例 15%

※公益法人、協同組合等除く

※中小法人とは、資本金1億円以下の法人。

※改正案の、所得金額年800万円以下の「特例」税率は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用される。以降は本則となる。

7. 減価償却制度の改正

（1）定率法の償却率（平成23年4月1日以後取得分より）

現行、定額法の償却率の2.5倍となっているが、これを2.0倍に下げる。

（2）経過措置

①平成23年4月1日前に開始し、同日以後終了する事業年度については、現行の償却率で償却することができる。

②既に償却中の資産の償却率を変更しても、当初の耐用年数で償却することができる。

8. 欠損金の繰越控除の見直し

(1) 繰越控除の制限(平成23年4月1日以後開始事業年度より)

資本金1億円超の法人、および資本金5億円以上の法人の100%子法人については、欠損金の繰越控除できる金額は、繰越控除前の所得金額の80%を限度とする。

(2) 繰越控除期間の延長

現行7年を、9年に延長する。これは大法人も中小法人も適用される。

なお、延長対象の欠損金は、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金とされる。

9. 雇用促進税制の創設(平成23年4月1日から平成26年3月31日まで の間に開始する各事業年度)

(1) 適用要件

- ①青色申告書を提出する法人
- ②公共職業安定所長に、雇用促進計画の届出を行なう
- ③その事業年度末の雇用保険に加入している従業員数が、前年度より10%以上増加
- ④かつ、5人以上(中小企業者は2人以上)増加
- ⑤上記③④について、公共職業安定所長に確認を受ける

(2) 税額控除

上記(1)の要件を満たした場合は、以下の税額控除を受けられる。

- ①税額控除額 = 増加した従業員数 × 20万円
 - ②控除限度額 当期の法人税額の10%まで(中小企業者は20%まで)
- ※所得税(個人事業者)についても、同様とする。

(3) 次世代育成支援対策推進法

同法の認定を受けた者が、新築、増築または改築した建物等については、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。

10. その他法人税関連(平成23年4月1日以後開始事業年度より)

(1) 貸倒引当金

①対象法人の限定

損金算入の対象となる法人が、次の法人に限定される。

1. 銀行、保険会社その他これらに類する法人
2. 中小法人(資本金1億円以下)

②経過措置

上記以外の法人

- ・平成23年度 3/4 損金算入
- ・平成24年度 2/4 損金算入
- ・平成25年度 1/4 損金算入

(2) 棚卸資産

切放し低価法を廃止する。

平成23年4月1日以後に開始する各事業年度については、同日以後最初に開始する事業年度の前事業年度末の評価額をもって、取得価額とする。

(3) 寄付金

一般の寄付金の損金算入限度額について、現行の1/2の水準に引き下げる。

(4) 中間納付制度

仮決算による中間税額が、前事業年度の確定法人税額の6/12を超える場合には、仮決算による中間申告ができないことになる。

11. 消費税

(1) 免税点制度の改正(平成24年10月1日以後開始事業年度より)

消費税は、基準期間(2年度前)の課税売上高が、1,000万円を超えるかどうかで、免税事業者になるかどうか、決まっている。今回、この免税点の判定について、以下の要件が加わった。

- 現行制度で免税事業者となる場合であっても、次の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、免税事業者とはならない。(課税事業者となり、消費税の申告義務あり)

- ①個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高
- ②法人の前事業年度（7カ月以下のものは除く）開始の日から6カ月間の課税売上高
- ③②で7カ月以下の場合、前々事業年度の開始の日から6カ月間の課税売上高
（5カ月以下の場合はその前々事業年度の課税売上高）

（2）仕入税額控除の見直し（平成24年4月1日以後開始課税期間より）

現行、課税売上割合が95%以上の場合には、課税仕入にかかる税額は、全額仕入税額控除ができるが、今回の改正で次のようになる。

●上記の全額控除は、課税売上高が5億円（課税期間が1年に満たない場合は、年換算する）以下の事業者に限り、適用することとする。課税売上高が年5億円を超える事業者は、仕入税額の区分計算が必要になる。

12. その他の税制

（1）金融証券税制

- ①上場株式等の配当・譲渡所得にかかる10%軽減税率は、平成23年末までだったが、これを2年間延長して25年末までとし、平成26年1月から本則の20%に戻る。
- ②同様に、少額上場株式等にかかる配当等の非課税措置「日本版ISA」も、施行を2年延ばして、平成26年1月からとなる。

（2）市民公益税制（平成23年分以後の所得税）

認定NPO、公益社団法人等への寄附について、所得税の税額控除制度が創設される。

●税額控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × 50%（所得税40%、住民税10%）

所得税額の25%を上限とし、所得控除制度との選択制とする。

（4）公的年金等の申告不要制度（平成23年分以後の所得税）

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、年金以外の他の所得金額が20万円以下の者について、申告不要制度が創設される。

（5）更正の請求期限

納税者が「更正の請求」をできる期間を5年に延長（現行1年）し、併せて課税庁が増額更正できる期間を5年に延長（現行3年）する。

以上